

こども誰でも通園制度の充実を求める意見書

我が国では、少子化が急速に進行する中で、子育て家庭に対する支援の充実が急務となっている。こうした中、こども誰でも通園制度は、就労要件を問わず未就園児を対象に保育施設等を利用できる仕組みとして制度設計が進められており、全ての子どもの成長を支援するとともに、家庭の育児負担を軽減するという画期的な意義を持つものである。

本制度は、令和５年度からの試行を経て、令和７年度には実施自治体を拡大し、令和８年度からの全国展開を目指している。しかし、その円滑な実施に当たっては、①施設整備や人材確保、②運営費補助の十分性、③障がい児や医療的ケア児への対応、④地域差への配慮など多くの課題が存在する。

本制度は、子どもの健やかな育ちを社会全体で支えるとともに、安心して子育てできる環境づくりを進める上で不可欠である。

よって、本市議会は、国に対し、本制度の円滑な実施に向けて速やかに制度設計を具体化し、全国展開に向けた環境整備を強力に推進するよう次の事項を強く要望する。

- 1 十分な予算を確保し、補助単価や運営費補助を適正に設定すること。
- 2 保育士をはじめとする保育人材の確保・処遇改善を強化すること。
- 3 障がい児・医療的ケア児が安心して利用できる受入体制を整備すること。
- 4 地域の実情に応じた柔軟な制度設計を行い、自治体の負担軽減を図ること。
- 5 制度の趣旨や利用方法を丁寧に広報し、保護者・施設関係者の理解と安心を高めること。
- 6 親子通園の選択や利用時間の弾力的運用など、多様なニーズに応えられる仕組みとすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年９月３０日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
こども家庭庁長官
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 熊切和人